

気象警報等に係る学校の臨時休業の基準について

佐賀北高校の臨時休業基準については、次の気象警報（特別警報を含む）のうちいずれか一つでも発令された場合を対象とし、下記のとおりとする。

- ・ 大雨警報
- ・ 洪水警報
- ・ 暴風警報

なお、県内全域から通学する生徒がいるため、例えば、住居地区や途中地区で警報が出た場合や、列車の不通の場合など、上記以外の状況における登校については、生徒（保護者）判断で登校を行う。登校不能の場合には校長の判断で出席停止等の扱いとする。

また、大雪及び暴風雪については、佐賀市内でも地域格差が大きいいため、この場合も生徒（保護者）の判断とする。

	警報	時刻 判断	前日				当日						
			15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15
4-①	大雨/洪水/暴風	平常登校		警報発令中			解除						
3-①	大雨/洪水/暴風	朝補習なし		警報発令中				解除					
2-①	大雨/洪水/暴風	1時間遅れ		警報発令中					解除				
1-①	大雨/洪水/暴風	臨時休業		警報発令中									

	早期注意情報	時刻 判断	前日				当日						
			15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15
1-②	暴風	臨時休業	この時点で発表										

記

1. 以下の場合は臨時休業とする

- ① 佐賀市に7時以降も上記3つの警報のいずれかが発令されたままの状態のとき
- ② 気象台の早期注意情報（佐賀県南部）で、翌日の12時までに暴風警報が発令される可能性が高いとの発表が、前日15時までの段階でなされたとき

2. 以下の場合は1時間遅れの始業とし、9時30分登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、7時までにすべて解除されたとき

3. 以下の場合は朝補習を中止し、8時35分登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、6時までにすべて解除されたとき

4. 以下の場合は、平常登校とする

- ① 佐賀市に発令された警報が、5時までにすべて解除されたとき

※ 警報の発令及び解除は、気象庁ホームページをご覧ください。また、テレビのニュース等でも情報提供されることがあります